

お茶の水女子大学同窓会館跡地整備事業 公募要項等に関する質問回答(2回目)等

- 本質問回答(2回目)は、令和6年2月1日(木)から2月2日(金)に受け付けたお茶の水女子大学同窓会館跡地整備事業の公募要項等に関する質問(2回目)を公募要項等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。
- 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、質問の記載位置については、本学で整理していますので注意してください。
- 回答欄に**太字ゴシック**で記載されている箇所は、変更・修正・追記・留意等に該当する項目です。

<質問回答(2回目)>

書類名	番号	質問数
公募要項	1~26	26
添付資料	27~29	3
様式集	30~32	3
基本協定書(案)	33~37	5
定期借地権設定合意書(案)	38~44	7
その他	45, 46	2
合計		46

<個別対話(個別提案)より>

書類名	番号	質問数
公募要項・その他	47~50	4

令和6年2月16日

国立大学法人お茶の水女子大学

公募要項に関する質問回答

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	7	質問	回答
1	大学施設	1	I	5	(2)				<p>大学施設は有償で借り受ける と認識ですが事業期間中（50- 70年）は退去しない前提で考 えてもよろしいのでしょうか。 また不解約条項などを賃貸借 契約書内に記載することは可 能でしょうか。</p>	<p>ご質問の前段について、現時点 においては事業期間中に退去 することを予定しておりませ んが、今後退去しないことを確 約するものではありません。 ご質問の後段について、賃貸借 契約の内容にもよりますが、事 情変更や不可抗力等による解 約もありえますので、退去し ない方針であるとしても、解 約権を放棄することには応諾 できないと考えます。 なお、具体の賃貸借契約は、 事業者と本学の協議により 定めるものとします。</p>
2	事業内容	2	I	6	(1)				<p>貴学が使用する部分の内装、 設備、什器・備品に関して、 必要となるものの仕様・数量 等をまとめたリストのような ものをご提示いただくことは 可能でしょうか。</p>	<p>本学が使用する部分の内装、 設備、什器・備品に関しては、 原則として、公募要項等の 規定（特記）によるものと します。規定（特記）されて いないものについては、使 用する部分の用途において 必要となる一般的な内装、 設備、什器・備品になる ものと考えています。なお、 詳細については、本学と協 議の上、決定するものと します。</p>
3	施工に関して	2	I	6	(1)	1)			<p>解体及び新築工事の施工に 関して、工事ができない時間 帯や大学のイベント時に工 事ができない、配慮しないと いけないなど規制はございま すでしょうか。</p>	<p>附属小学校及び附属幼稚園 の児童・園児の登下校時間 帯は、工事（ただし、資機材 の搬出入など前面道路歩道 部分の使用、その他児童・ 園児の登下校に影響がある 工事にかぎるものとする。） ができないものとします。 また、大学入学共通テスト、 一般選抜（前期日程・後期 日程）の実施日、附属小学 校の入学検定日は、工事（ 終日、すべての工事を対象 とする。）ができないものと します。なお、当該実施日 以外にも、想定していない 事情（例えば、要人來訪や 記念式典等）により、工事 に制約が生じる場合があります。 詳細については、本学と協 議の上、決定するものと します。</p>
4	維持管理	3	I	6	(1)	2)			<p>「本学が賃貸（使用）する部 分の清掃は本学が行う」と 記載が</p>	<p>ご質問のようなエレベーター （本学が専用を使用する 場合）</p>

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
									ありますが、お茶の水女子大学様専用でホールへ上がるエレベーターを設置した際の維持管理業務はお茶の水女子大学様負担という認識でよろしいでしょうか。	であっても、当該エレベーターは、「本学が賃貸(使用)する部分」ではなく「共用部分」に含めるものとします。よって、当該エレベーターの維持管理業務は、事業者の負担となります。
5	維持管理	3	I	6	(1)	2)			貴学が賃貸(使用)する部分の建物・設備・外構保守管理は、貴学が行うという認識でよろしいでしょうか。	「本学が賃貸(使用)する部分」の清掃や消耗品(ただし、「照明管球類」にかぎる。)の交換及び本学が本事業とは別途に整備(工事)した造作、内装、設備の維持管理については、本学が実施するものとしますが、これら以外の維持管理については、事業者が、いわゆる「大家(建物所有者)」として実施するものとします。
6	その他(事業期間終了時の解体・撤去工事等)	3	I	6	(1)	4)			「事業施設(杭や基礎を含む。)を解体・撤去し、更地として事業計画地を本学に返還する」とありますが、事業終了時にリニューアル活用等を含めた今後の在り方について協議の場を設けさせていただくことは可能でしょうか。	原則として、公募要項等のとおりとします。
7	貴学が使用する部分の賃料等	4	I	6	(2)				「本学は、本学が使用する部分の賃料等」とありますが、貴学が使用する部分として賃料が発生する部分を明確にされていません。P.31_3_(5)_2)において貴学が使用する部分としてエントランスホール等が記載されていますが、賃料が発生する部分を明確にして頂けないでしょうか。	本学が使用する部分として賃料が発生するのは、公募要項VII 3(1)2)に示す主要諸室等(主要諸室に附属して必要となる部分を含む。)のみです。ご指摘の「エントランスホール等、本学が使用する部分を配置する階の共用部は、大学が使用する部分のエントランス空間及びアプローチ空間となる・・・」は、「本学が使用する部分としてのエントランスホール等(専用部分)」ではなく、「本学が使用する部分(専用部分)へのエントランスホール等(共用部分)」という意味(趣旨)です。
8	地代の支払い方式	4	I	6	(4)	1)			御学への地代のお支払いについて、権利金でのお支払いは認められますでしょうか。	原則として、公募要項等のとおりとします。ただし、事業者提案の内容によっては、本学の判断により、認める場合もあるものと考えます。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	7	質問	回答
9	地代（土地の賃料）	6	I	7					「具体の地代は、事業者の提案に基づき不動産鑑定士より参考地代の提示を受け、当該地代との整合性（説明性）が保たれるものとする」とありますが、「提案地代＞鑑定地代」の場合は提案地代を鑑定地代に下げ、「提案地代＜鑑定地代」の場合は提案地代を鑑定地代に上げるといっていいのでしょうか。	ご指摘の「具体の地代は、事業者の提案に基づき不動産鑑定士より参考地代の提示を受け、当該地代との整合性（説明性）が保たれるものとする」は、本学の土地を事業者に貸し付けた場合の地代の妥当性を、本学として担保しようという趣旨であり、提案地代を参考地代に一致させることを目的とするものではありません。本学が重視するのは、「本学が事業者から受け取る地代は、本事業において本学が必要とする費用（本学が使用する部分の賃料等（共益費等を含む本学が使用する部分に伴って発生する事業者へのすべての支払費用とする。）、本学が支払うべき事業計画地に対する固定資産税相当額等の合計額）を、事業期間のすべての時点（断面）で上回るものとし、本学の安定的かつ継続的な運営に資するものとする」ことです。ただし、提案地代と参考地代に相当程度の乖離がある場合には、応募事業者に協議を申し入れる場合があります。
10	地代	6	I	7	(1)				前回質疑時（No6）に「本学が事業者から受け取る地代は、本事業において本学が必要とする費用（本学が使用する部分の賃料等（共益費等を含む本学が使用する部分に伴って発生する事業者へのすべての支払費用とする。）、本学が支払うべき事業計画地に対する固定資産税相当額等の合計額）を、事業期間のすべての時点（断面）で上回るものとし、本学の安定的かつ継続的な運営に資するものとする」と記載がありますが既存施設解体時及び新築施設施工時、事業終了後建物解体時は大学から事業者への賃料が発生しない為、固定資産税相当額を上回る地代を支払うとい	ご理解のとおりです。「公募要項等に関する質問回答（1回目）等」の番号6への回答も参照してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	7	質問	回答
									う認識でよろしいでしょうか。	
11	光熱水料	6	I	8					当該ページには全て事業者負担と記載されていますが、公募要項 p.2 等には、貴学が使用する部分の光熱水費は貴学が負担すると記載されています。後者の記載が正しいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、I 8 の規定は、本事業の施設整備、維持管理、運営等にかかる、いわゆる「大家（建物所有者）」として必要となる光熱水費の負担のことであり、テナント等が使用する部分の光熱水費の負担までを規定したものではありません。
12	事業スケジュール	7	II						既存建物解体工事の着手可能時期は、定期借家権設定契約（事業者と大学）締結以降という考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	プレゼンテーション	13	V	3					プレゼンテーションに関して参加人数の制限などはございますでしょうか。事業主、運営、建設とそれぞれの立場での説明を行いたく人数制限が少なすぎないように配慮いただきたいです。	会場等の都合で 12 名以内とします。
14	審査方法	14	V	4				9)	「事業者が支払う地代」について、前述の不動産鑑定士による参考地代に近い地代になることが高評価となるのでしょうか。または、その参考地代を上回る金額が大きい方が高評価となるのでしょうか。	ご指摘の「不動産鑑定士より参考地代」は、本学の土地を事業者に貸し付けた場合の地代の妥当性を、本学として担保しようという趣旨であり、事業者を選定するに当たっての評価と直結するものではありません。なお、V 4 (1) の「評価項目と基準配点」及び様式集 3 の 12・13 についても参照してください。本学が重視するのは、「本学が事業者から受け取る地代は、本事業において本学が必要とする費用（本学が使用する部分の賃料等（共益費等を含む本学が使用する部分に伴って発生する事業者へのすべての支払費用とする。）、本学が支払うべき事業計画地に対する固定資産税相当額等の合計額）を、事業期間のすべての時点（断面）で上回るものとし、本学の安定的かつ継続的な運営に資するものとする」ことです。
15	契約保証金の	16	VI	3	(2)				契約保証金の一部免除について	ご質問の前段について、お茶の

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
	納付								て、その条件や内容をご教示ください。また、履行保証保険の付保により、全額免除とすることは可能でしょうか。	水女子大学契約事務取扱規程第42条では、「契約を結ぶ者をして、100分の10以上の契約保証金を、本学が指定する金融機関等に振り込ませなければならない。」としていますが、同規程第43条の契約保証金の免除規定により、本事業では、契約保証金の一部を免除し、地代年額相当分の2倍としているところです。 ご質問の後段について、本事業においては、履行保証保険を付保することにより契約保証金を免除するものではありません。
16	擁壁等の補強	18	VII	1	(1)	2)	③		①小学校側の擁壁について、構造的な支障が生じないと判断した場合、擁壁等の補強はしないことは可能でしょうか。擁壁補修は必須事項でしょうか。 ②敷地北側の民間が所有している隣地の擁壁に関して、ブロック塀の老朽化が進んでおり、倒壊の懸念があります。敷地内にはそれを支える擁壁のようなものがありますが、隣地所有者と擁壁に関する取り決め等はありませんでしょうか。ない場合、どのように対処予定でしょうか。	ご質問の①について、「事業者が提案する施設計画等に基づき、構造的な支障が生じないこと」が必須の要件であり、このことのために擁壁の補強等が必要な場合は事業者の費用負担により実施するものとし、擁壁の補強等の実施を必須としているものではありません。 ご質問の②について、隣地所有者と擁壁に関する取決め等はありませんので、擁壁の補強等が必要な場合は事業者の責任において対処するものとし、ます。
17	構造計画	22	IV	2	(4)	1)			構造計画に於いて「地震等に対する保有耐力を十分に見込み」とありますが1次設計は建築基準法通りとし、2次設計にて、建物上部構造の保有水耐力を1.25倍とすることによろしいですか。また層間変形を1/100とすることによろしいですか。	以下の基準等によるものとし、ます。 ①官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年制定）国土交通省大臣官房官庁営業部 ②建築構造設計指針（平成21年版）文部科学省大臣官房文教施設企画部 ※令和6年3月に改定が予定されていることに留意してください。 ③建築構造設計基準の資料（令和3年改訂）国土交通省大臣官房官庁営繕部
18	事業スケジュ	23	VII	2	(11)	1)	②		「事業契約締結後、提案書類等	可能とします。なお、II 事業ス

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
	ール								に基づくとともに、本学と十分な打合せを行い基本設計及び実施設計を行うこと。」とありますが、基本設計は基本協定書締結以降に前倒して開始させていただくことは可能でしょうか。	スケジュール（予定）の「令和6年6月／優先交渉権者と基本協定書の締結（以後、辞退不可）（未定）基本設計、定期借地権設定契約締結にかかる合意書、定期借地権設定契約（公正証書）、定期借家権設定契約（事業者と本学）」、VI2 事業契約書の「本学及び優先交渉権者は、基本協定書に沿って実施設計及び詳細条件等について協議し、双方合意に至った場合は、その協議結果を基に定期借地権設定契約締結にかかる合意書、定期借地権設定契約書（公正証書）を締結する。」を“正”とし、ご質問箇所であるVII2(11)1)②を「事業者は、事業契約締結後、提案書類等に基づくとともに、本学と十分な打合せを行い実施設計を行うこと。」に変更します。なお、事業者の責任と費用負担において、実施設計を事業契約締結よりも先行して開始することもよいものとします。
19	ホール使用男女比	25	VII	3	(1)	1)	①	イ	大学 150 周年記念ホールの利用者に関し、御学が想定している男女比はどのくらいでしょうか。	記念ホールの利用者は、特に女性が多いというわけではなく、使用目的により異なってきます。
20	大学 150 周年記念ホール等	25	VII	3	(1)	1)	①	イ	『アプローチの容易さ』とありますが、アプローチとは建物内におけるアプローチとの理解でよろしいでしょうか。	ここでのアプローチとは、利用者が、建物外から建物内を經由して「記念ホール等」に至るまでの経路のことです。
21	人員数	25	VII	3	(1)	1)	①	ウ	産学連携・地域連携機能の必須床 160 ㎡を利用する人員数をご教示頂けますでしょうか。	一般的なオフィスの執務室と同程度の在室密度を想定しています。
22	什器備品	26	VII	3	(1)	3)	②		事業者側で準備が必要なものがあればご教授ください。また大学側で準備予定の什器備品リストがあれば共有いただくことは可能でしょうか。	ご質問の前段について、公募要項等において特記があるものを除き、本学が使用する部分の可動の什器・備品（テーブル・椅子等）は、本学の負担により調達・設置するものとします。ご質問の後段について、本学が使用する部分の什器・備品に関しては、原則として、公募要項等の規定（特記）によるものと

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	質問	回答
										します。規定（特記）されていないものについては、使用する部分の用途において必要となる一般的な什器・備品になるものと考えています。なお、詳細については、本学と協議の上、決定するものとします。
23	記念ホール	30	Ⅶ	3	(3)	2)	②		壁仕上げの参考として、「特殊塗装」と記載がありますが、グレード感・参考製品など想定はございますか。	ご指摘の「特殊塗装」とは、内装の程度（一般的な事務室空間等よりもグレードの高い仕上げを採用すること）を伝えるためのものであり、具体的な仕上げの種類や仕様等は、公募要項（要求水準）の趣旨を踏まえ、事業者の提案によるものとします。
24	記念ホール	30	Ⅶ	3	(3)	2)	⑥		「辺長比2程度以下」とありますが、辺長比の上限及び下限の想定はありますか。多少辺長比が2を超えても、内部の席配置やレイアウトが効率よく納まり収容人数が増やせるといった提案が望ましいかどうか、加減があれば教えていただきたいです。	「辺長比2程度以下」は、あくまでも記念ホールの使い勝手を考慮した目安であり、辺長比の上限及び下限は想定していません。なお、記念ホールを3分割で使用することを踏まえた、使い勝手の良い提案を期待しています。
25	配置機能及び諸室の計画	31	Ⅶ	3	(5)	2)	⑤		現時点で貴学ジェンダー研究所から、トイレの空間構成やサイン計画のあり方に関するご意見はございますでしょうか。	現時点では、特段の意見はありません。公募要項の規定のとおり、設計段階において、本学及び本学ジェンダー研究所と十分協議するものとします。
26	留意事項	33	Ⅶ	5	(4)	2)	②		計画地内に駐車場を設置せず、民間収益施設等に供する荷捌きスペースを設置する場合、その荷捌きスペースを使用する場合のみ誘導対応等を行えばよろしいでしょうか。	ご質問の内容でよいものとします。なお、駐車場の附置義務について留意してください。

添付資料に関する質問回答

番号	項目	書類名	頁	上 中 下段	質問	回答
27		土地の固定資産税			今回の計画を寄宿舍で考えている場合は共同住宅の比率と同等に考えても良いのでしょうか。	土地の固定資産税額の設定について、整備する施設の用途による軽減措置を加味してもよいものとしませんが、具体的な軽減措置については、所管の都税事務所で確認してください。
28	V_擁壁図面	擁壁図面			図面の単位は尺でよろしいで	ご理解のとおりです。

番号	項目	書類名	頁	上 中 下段	質問	回答
					しょうか。	
29	ボーリングデータ	ボーリングデータ			ご開示いただいたボーリングデータの解像度が低く、数値等が読み取れない状態となっております。高解像度のものを頂けますでしょうか。	参加資格が有るとされた応募事業者へ送付します。

様式集に関する質問回答

番号	項目	頁	様式番号	上 中 下段	質問	回答
30	作成方法				正本、副本共に企業名などの記載はしても良いのでしょうか	具体的法人名等の記載は正本のみとし、副本には「A社」、「B社」等の記号で表記してください。なお、各様式に記載している（留意事項）についても参照してください。
31	施設計画図	1			パースのカット指定はございますか。 施設計画図には、大学が使用する部分、事業者が使用する部分それぞれイメージがわかる資料が必要という認識でよろしいでしょうか	ご質問の前段について、特に指定はありませんが、外観（春日通り・アイレベル）と内観（共用部分・エントランス、専用部分・記念ホール）などの提出を想定しています。 ご質問の後段について、「施設計画図には、大学が使用する部分、事業者が使用する部分、共用部分等がわかるようにすること」とは、それぞれの区分を明確にしてくださいという意図であり、それぞれの区分のイメージについては、施設計画図で記載（表現）することも可能ですが、主として、事業計画書の5、7から10までにおいて記載してください。
32	ESG キャンパス整備事業	33	18		大学が想定しているESGキャンパス計画について補足のご説明を頂けないでしょうか。	様式集3の「10 ESGキャンパス整備事業との整合性」を参照してください。

基本協定書(案)に関する質問回答

番号	項目	頁	条	項	号	質問	回答
33	「土地の表示」の記載	1	1			別紙1「土地の表示」のご開示をお願いいたします。	別紙1には「土地の表示」として、本件土地にかかる所在地（〇〇〇〇〇）、区分（土地）、数量（土地面積〇㎡）、区画図を記載することを想定しています。

番号	項目	頁	条	項	号	質問	回答
34	定期借地権設定契約の締結日	1	2	1	(1)	定期借地権設定契約の締結前に、設計業務に係る申請・調査関連のために敷地内に入らせていただくことは可能でしょうか。	本学の承諾を条件としますが、本学にとって特段の支障がない限り可能（承諾するもの）とします。
35	本件建物の設計及び建設	2	7	2		「建設計画を作成し、本基本協定に添付する」とありますが、「建設計画」の内容について具体的にご教示ください。	別紙2とすることとし、「建設計画」として、本件建物にかかる所在地（〇〇〇〇〇）、区分（建物）、数量（建物面積〇㎡）、構造（〇造）、階数（地下〇階、地上〇階、塔屋〇階）を記載することを想定しています。
36	解除・債務不履行等	4	10	1	(3)	「乙の責めに帰すべき事由により、本件建物完成予定日から3か月以内」とありますが、建築の認可等、事業者の責任によらず遅延が発生する場合は、乙の責めに帰さないという認識でよろしいでしょうか。	建築の認可等が取得できない理由には、乙の責めに帰すべき事由による場合も想定されるため、ご認識には誤りがあるものと考えます。
37	秘密の保持	7	19	1		本事業を運営するにあたって、申込企業の「グループ会社」や「下請け会社」に業務協力を仰ぎますので、情報開示可能先に追加いただけませんか。	原案のとおりとします。ただし、事業者が、本条に係る情報の開示予定先を特定し、本学に通知した上で、本学の事前の承諾を得た場合には、当該開示予定先は本条の「第三者」には該当しないと解釈することとします。なお、その場合、事業者は、当該開示予定先にも、本条の秘密保持義務を遵守させなければならないものとします。

定期借地権設定合意書(案)に関する質問回答

番号	項目	頁	条	項	号	質問	回答
38	本件土地の用途	1	2	2	(2)	「深夜営業」とは何時から何時くらいを想定されますでしょうか。	午後11時から翌日午前6時までを想定しています。ただし、同条項の「風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他国立大学法人等の品位を損なうような用途に使用すること」としている趣旨（文意）及び「深夜営業を主とする用途」としていることから、例えば「24時間営業のコンビニエンスストア」、「24時間営業の複写・簡易製本サービス店舗」な

番号	項目	頁	条	項	号	質問	回答
							どは、該当しないものと考えます。
39	地代の改定	3	11	1		地代が増額となった場合、それに紐づいて貴学にお貸しする部分の賃料も上昇するという認識でよろしいでしょうか。	一般的に、地代が上昇する局面にあつては、賃料も上昇する傾向にあるかもしれませんが、本事業において、地代と賃料が紐づいて（直接的に関連して）いるわけではありません。あくまでも、賃料の改定は、賃貸借契約の合意内容や法令等によるものとなります。ただし、地代と賃料が紐づいて（直接的に関連して）いるわけではありませんが、その場合であっても、「本学が事業者から受け取る地代は、本事業において本学が必要とする費用（本学が使用する部分の賃料等（共益費等を含む本学が使用する部分に伴って発生する事業者への全ての支払い費用とする。）、本学が支払うべき事業計画地に対する固定資産税相当額等の合計額）を、事業期間の全ての時点（断面）で上回るものとし、本学の安定的かつ継続的な運営に資するものとする」という条件が適用されることに留意してください。
40	違約金	6	23	1		「本契約の目的を達成することができないとき」とは、事業の停止や契約の解除等といった水準の内容を指すという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の内容は、「本契約の目的を達成することができないとき」に含まれるものであると考えますが、それらに限定されるものではありません。
41	本契約の解除	6	24			借地期間 30 年以降（仮）、解約可能の特約を設けることは可能でしょうか。	不可とします。
42	土壌汚染	8	26	1		借地引渡し前に貴学にて土壌汚染調査を実施いただくか、定期借地終了後の土地返却時の事業者が行う本調査をなしとしていただけませんか。	不可とします。なお、公募要項 I 5 の「(6) 事業施設の建設工事を実施するにあたり、既存建物の解体・撤去工事、事業施設等による電波障害調査・対策工事、土壌汚染調査及び埋蔵文化財調査（試掘）等を行うものとし、費用については、すべて事業者の負担とする。ただし、土壌汚染調査の結果その対策工

番号	項目	頁	条	項	号	質問	回答
							事、埋蔵文化財調査（試掘）の結果その本格調査が必要な場合は、合理的な範囲で、本学の負担とする」としていることに留意してください。
43	苦情その他の紛争処理	9	33	1		苦情の内容によっては貴学もご協力いただけるという解釈でよろしいでしょうか。	本学が協力すべき合理的な事由（例えば「記念ホール等」の利用状況等）であれば協力するものとします。ただし、同条項が「本件土地及び本件建物の使用等に伴い・・・」とされており、本件土地及び本件建物の第一義的な使用者は事業者であることに留意してください。
44	追加的変更事項	10	41	1		「追加費用」に貴学保管書類の印紙代も乙の負担となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。

その他に関する質問回答

番号	項目	質問	回答
45	既存建物の残置物について	同窓会館内部の残置物（家具や設備）はどのような状態での引渡しを想定されていますか。	家具等の固定されていない什器・備品類はすべて残置なし（撤去後）の状態引き渡します。なお、キッチン、エアコン、照明器具等の固定されている什器・備品及び設備機器は、原則として、残置あり（撤去前）の状態引き渡します。
46	浸水履歴	当該地の過去の浸水履歴があれば開示お願い致します。	浸水に関する履歴はありません。

以上

以下は、公募要項の規定により、「個別対話（個別提案）」の内容が、これらの趣旨と異なっており、競争の公平性・透明性の観点から、公募要項等に関する質問（2回目）で扱うべき内容であると本学が判断しましたので、公募要項等に関する質問回答（2回目）とあわせて公表するものです。

公募要項に関する個別提案回答（採否）

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	①	ア	個別提案	回答（採否）
47	施工に関して	2	I	6	(1)	1)			解体工事及び新築工事時に関して、搬入作業ができない時間帯などがあれば事前にご提示いただきたいと思います。工期や費用に係わる部分のため。	番号3への回答を参照してください。
48	大学施設	1	I	2					基本的には事業主が提案する借地期間（50-70年）の間大学施設は退去しない前提で考えて頂きたいです。退去後のリテナントなどが難しく感じる為。	番号1への回答を参照してください。
49	住宅の導入について	1	I	5	(3)				土地の公租公課の計算において、住宅による軽減措置を考慮する考えです。	番号27への回答を参照してください。

その他に関する個別提案回答（採否）

番号	項目	個別提案	回答（採否）
50	定期借地権合意書（案）	借地期間〇〇年以降、解約が可能な特約を設けることは可能でしょうか。	番号41への回答を参照してください。

以上